

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定〔渋谷区決定〕

都市計画渋谷二丁目22地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		渋谷二丁目22地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約0.6ha				
公共施設の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線道路	都市計画道路放射22号線	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
			都市計画道路放射4号線支線2	別に都市計画において定めるとおり。		整備済
		区画道路	特別区道第1070号路線	幅員3m〔6m〕、延長約30m		既設
特別区道第926号路線	幅員4.5m〔9m〕、延長約90m		既設			
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
		約3,030㎡	約50,900㎡ (約44,200㎡)	店舗、事務所、 映画館、駐車場等	GL+160m (塔屋を含む)	GLはT.P.+21.9mとする。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約3,810㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・多層にわたる歩行者動線を整備し、渋谷駅と周辺市街地とつながる歩行者ネットワークを形成する。 ・沿道に広場、歩行者空間等を整備し、沿道のにぎわい形成や歩行環境の向上を図る。 ・幹線道路や区画道路の道路境界線から壁面を後退させる。 			
参 考		地区計画区域内及び高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、歩行者ネットワークやにぎわい景観の形成のため、第一種市街地再開発事業を決定する。

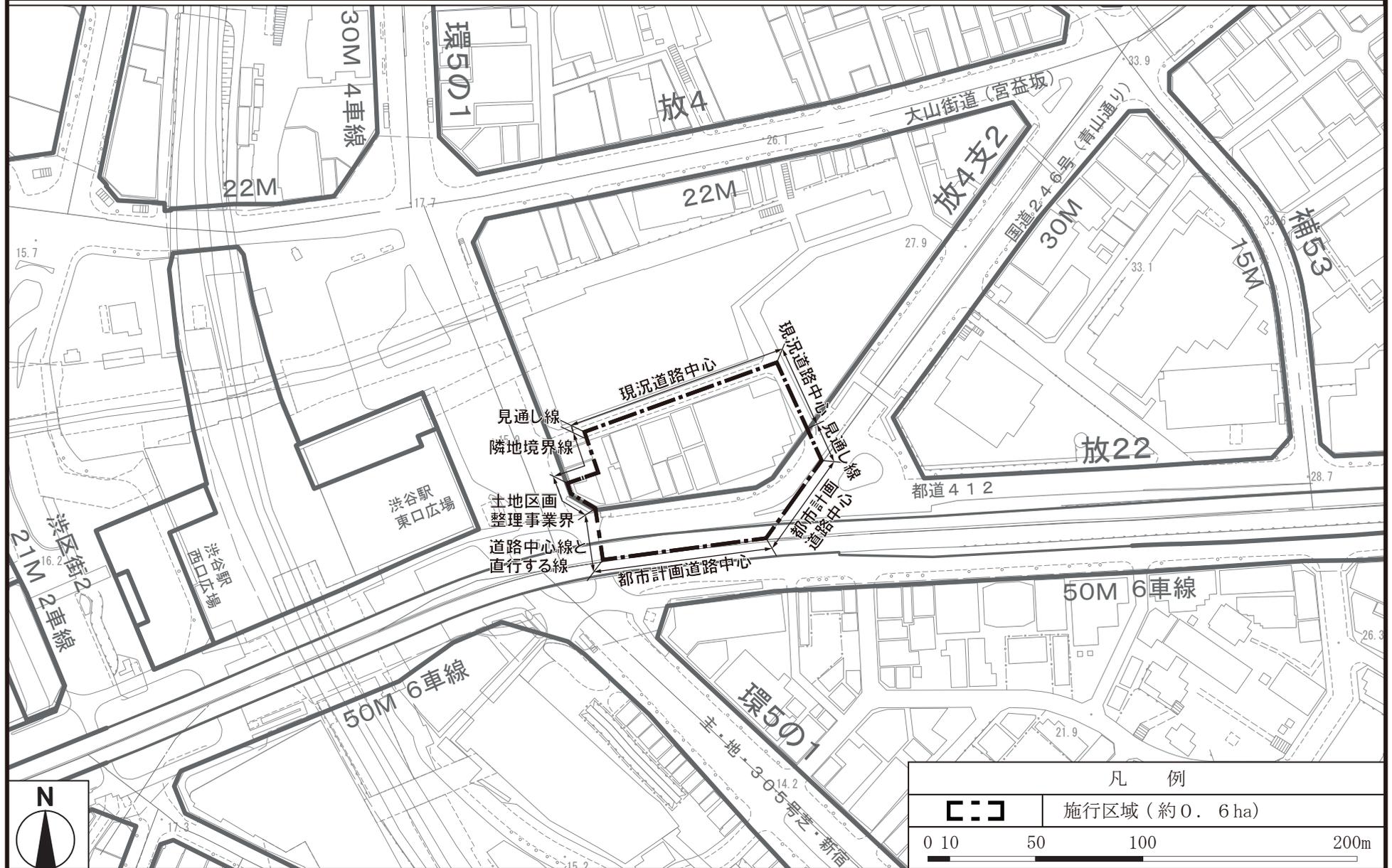
東京都市計画第一種市街地再開発事業

[渋谷区決定]

渋谷二丁目22地区第一種市街地再開発事業 計画図1

施行区域図

縮尺 1/2,500



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号 :7 都市基交測第 18 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

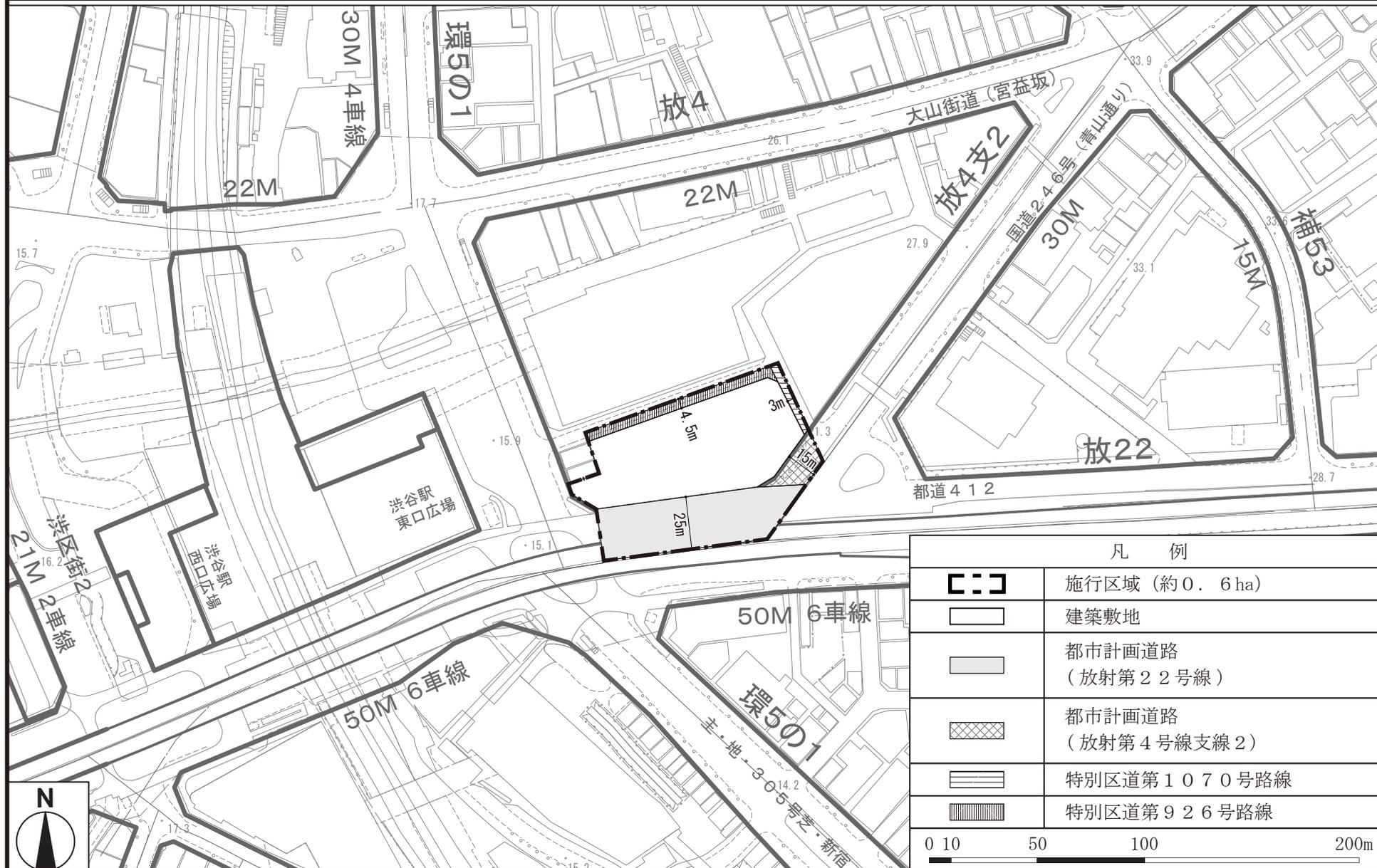
「(承認番号) 7都市基街都第 20 号、令和7年4月 18 日」

東京都市計画第一種市街地再開発事業

渋谷二丁目22地区第一種市街地再開発事業 計画図2

〔渋谷区決定〕
公共施設の配置

縮尺 1/2,500



「この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第18号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

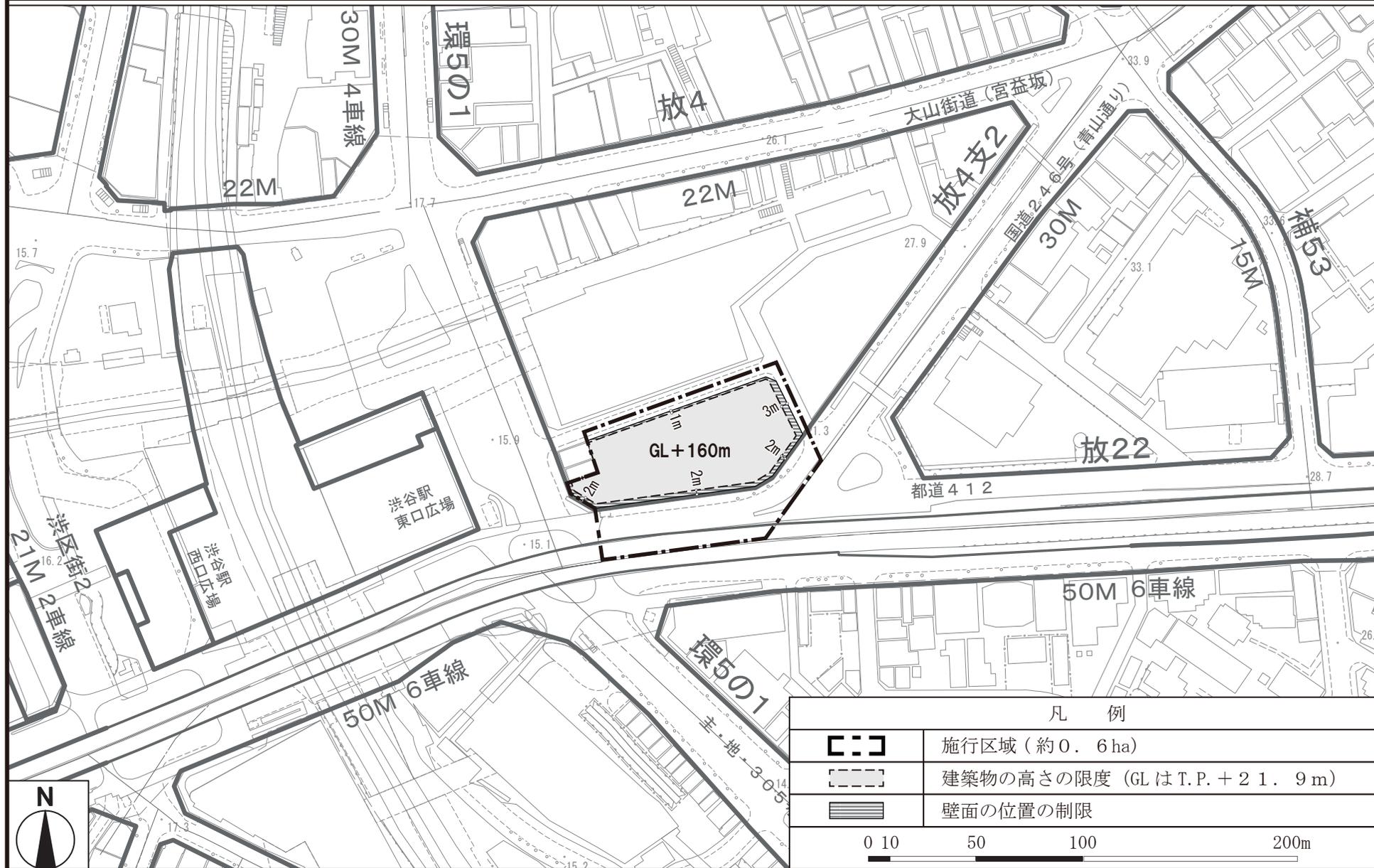
「(承認番号)7都市基街都第20号、令和7年4月18日」

東京都計画第一種市街地再開発事業 渋谷二丁目22地区第一種市街地再開発事業 計画図3

[渋谷区決定]

建築物の高さの限度
壁面の位置の制限

縮尺 1/2,500



凡 例	
	施行区域 (約 0.6 ha)
	建築物の高さの限度 (GLは T.P. + 21.9 m)
	壁面の位置の制限



「この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号 : 7 都市基交測第 18 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。」

「この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。」

「(承認番号) 7 都市基街都第 20 号、令和 7 年 4 月 18 日」